

一般社団法人慶應義塾大学医学部外科学教室同窓会（刀林会）
学術集会開催支援募金に関する細則

第1条（募金活動の対象）

募金活動の対象は、学会及び国際的学術集会を原則とし、研究会の場合は、支援及びその方法を理事会にて審議する。

第2条（支援対象者）

支援を受けられる者は、慶應義塾大学医学部外科学教室同窓会会員とする。

第3条（募金希望の方法）

募金を希望する者は、学会開催日の1年以上前に理事会に依頼する。

第4条（募金希望額の上限）

募金希望額は、学会総予算の10%以内とする。

第5条（説明）

理事長は、理事会開催前に募金希望者に対し学会の理念、予算案について面接し説明を受けることができる。

第6条（承認手続）

募金活動は、理事会で議決し、評議社員総会の承認を要する。

第7条（決算報告）

理事長は、学会終了後、学会長より決算の報告を受ける。

第8条（開示）

寄付応募人数と募金総額及び募金目標達成率は、当該学術集会結果概要とともに、『刀林』紙上に掲載する。

第9条（雑則）

その他の事項については、理事会の議を経て決定する。

附則

- 1 本内規は、平成12年5月27日に発効した「刀林会学会支援募金に関する内規」を、平成28年4月27日に改定
- 1 本細則は、令和4年3月23日に改定。